平戸市備蓄（配備）計画

－令和６（２０２４）年策定版－

平　戸　市

目次

Ⅰ　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～２
　１．本計画の目的
　２．備蓄に対する基本的な考え
　３．被害想定の基づき最大避難者数と備蓄数量の考え方

Ⅱ　備蓄品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１．食料
　２．日用品等
　３．医薬品
　４．避難所資機材

Ⅲ　避難所資機材備蓄品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅳ　保管場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１．食料、日用品等、医薬品
　２．避難所資機材

Ⅴ　配備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

【資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６～８
　○供給を要請する物資一覧
　○災害備蓄物資及び資機材の確保計画（平戸市地域防災計画から抜粋）

Ⅰ　総則

１．本計画の目的

平成23年３月11日14時46分に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード9.0と日本観測史上最大の地震災害となった。

さらに、地震に伴う福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害を広範囲にもたらし、この震災による死者・行方不明者は約19,000人、建物の全壊・半壊は39万戸以上、各種ライフラインの寸断や高速道路、鉄道、港湾などの都市基盤施設にも大きな損害を与えた。

この東日本大震災の発生は、国、県、地方自治体だけでなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関に大きな脅威を与え、住宅の耐震化整備、避難所・避難施設等の整備、食料・資機材の備蓄などを含む各種の防災対策の整備に大きな教訓を与えることとなった。この教訓により、全国の自治体では防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが行なわれた。

本市では、平成30年11月に県から示された数値や災害対策基本法に基づく平戸市地域防災計画に包括的に記載された備蓄体制の整備計画に基づき、その個別計画として「平戸市備蓄計画」を策定した。その後、不足する避難所資機材について令和３年度から３年間で調達を行うこととする改訂版の見直しを行った。このことから、令和４年度に不足する避難所資機材の購入を行い、令和５年度に全ての避難所資機材を充足させている。

よって、今回、避難所資機材について抜本的に見直しを行い、緊急物資集積場所である「防災備蓄・救援物資受援拠点施設（旧平戸幼稚園）」及び各支所、出張所にそれぞれ適正配備を行う「平戸市備蓄（配備）計画」を策定する。

２．備蓄及び配備に対する基本的な考え

本市では、備蓄及び配備に対する基本的な考え方を次のように取りまとめ、この基本的な考え方に従って備蓄及び配備していくこととする。

（１）市民による備蓄の推進

災害時の備蓄は、国の防災基本計画や防災基本条例などの「自らの安全は自らで守る」という自助の理念に基づき、平常時から災害に備え、各家庭において最低３日間分以上の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄を市民自らが災害に備え行うことを基本とする。

（２）事業所による流通備蓄

災害時に備え、民間事業者等とあらかじめ「災害時における物資の供給に関する協定書」を結び、災害時に不足する食料等を避難所等へ迅速に配分する。

（３）平戸市による備蓄及び配備

本市では、市民が自発的に備蓄に対して取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な資機材について備蓄するものとする。

なお、大規模災害や局地的な災害に備えて常に必要な物資を避難所等へ配備、配送できる環境を整える。

３．被害想定に基づく最大避難者数と備蓄数量の考え方

被害想定は、備蓄数量算定の基礎となるべきものであり、最大規模を想定することで当該規模を下回る災害（風水害等含む）の場合にも、備蓄物資を融通し合うことで対応できるため、過去に県内の災害に対して算出された被害想定の中で最も大きな被害が見込まれている「雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震」（H18.3地震等防災アセスメント）の被害予測による最大避難者数とする。

○長崎県内短期避難者数＝159,974人
※短期避難者数の定義：地震後に避難所で寝起きする者の最大数
○長崎県内長期避難者数＝　53,511人
※長期避難者数の定義：全壊・焼失により仮設住宅を必要とする者

〔県が定める市町備蓄量算定式〕
※災害時の物資備蓄等に関する基本方針（H26.3.31策定）

○自らの備蓄品を持ち出すことができない避難者　＝　全壊等被害者
全壊等被害者推定人数　＝　53,511人　÷　65％(※１)
＝　82,324人
※１　アセスでの長期避難者数は、住家の全壊等の６５％で算出しているため、全壊等被害者の全人数算出のため割戻しする。

○82,324人　÷　1,495,963人（県内総人口※２）
＝　5.5％　≒　5.0％
※２　アセス報告時の数値

〔平戸市の備蓄量算定式〕
○平戸市の人口（令和６年７月１日現在）
29,855人　×　5.0％　＝　1492.7人
≒　1,500人（備蓄対象人口）

Ⅱ　備蓄品目

１．食料

食料については、日常生活の主食である米飯を中心として、避難生活に必要な物資を供給する。

２．日用品等

避難生活を行う際に、必要と思われる物資を供給する。

３．医薬品

各避難所において、必要と思われる医薬品を供給する。

４．避難所資機材

各避難所において、必要と思われる資機材を備蓄する。
〇毛布、簡易トイレ、マット、間仕切りなど

※１～３については、「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、流通備蓄において市内19事業所（R6.4.1現在）へ必要に応じて要請を行う。

※これまで協定を締結した事業所でも突発的に対応できないものも見込めるため、今後においても新たに対応できる事業所と協定を締結していくこととする。

※参考
〔品目ごとの１人あたり３日分の具体的数量例〕（長崎県算出）
〇アルファ化米、缶詰パン、粉ミルク等の主食：１日２食×３日分＝６食分
〇ミネラルウォーター：１日３ℓ ×３日分＝９ℓ
〇毛　　布：１枚
〇簡易トイレ：１日５回分×３日分＝15回分
〇紙おむつ（乳幼児用）：１日５枚×３日分＝15枚
〇紙おむつ（大 人 用）：１日５枚×３日分＝15枚

Ⅲ　避難所資機材備蓄品目

備　蓄　数　量（令和６年４月１日現在）

品　　名	備蓄数
毛布	2,545枚
簡易トイレ	527個
簡易トイレ用テント	180個
間仕切り用パーテーション	375個
マット	1,500個
給水袋	3,140枚

○簡易トイレが１個で100回は使用できる計算。
　1,500人×５回（成人の平均）×７日＝52,500回÷100回／個
　　＝525個

○簡易トイレ用テントは、簡易トイレ３個に対して１個を備蓄。
　527個÷３≒175個

○間仕切り用パーテーションは、１家族を４人として計算。
　1,500人÷４人＝375個

Ⅳ　保管場所

１．避難所資機材

災害時に備えて必要な避難所資機材を各避難所へ配送できるよう、下記施設に分散して保管する。

▽保管場所

No.	施設名	住所	電話	地域
1	旧平戸幼稚園	岩の上町1219番地1		全域
1	平戸市ふれあいセンター	紐差町678番地1	22-9181	中部地区
2	平戸市多目的研修センター	辻町199番地	22-9191	南部地区
3	平戸市役所生月支所			生月地区
4	平戸市役所田平支所			田平地区
5	平戸市役所大島支所			大島地区

２．食料及び日用品、医薬品

食料及び日用品、医薬品については、平成22年４月１日から随時協定を締結しており、本市に災害が発生した場合や県知事及び市長からの物資の調達斡旋の要請を受けた場合は、市内19事業者へ供給を要請し、流通備蓄で対応を行う。

Ⅴ　配備計画

災害時に備えて必要な避難所資機材を各避難所へ迅速に届けるため、本市の避難所資機材に関して、下記施設に適正配備する。

配備地区	配備場所	毛布	トイレ	トイレ用テント	間仕切り	ヨガマット	給水袋
北部	平戸市役所	40					
	旧平戸幼稚園	2,195	465	170	350	1,400	3,140
	小計	2,235	465	170	350	1,400	3,140
中部	ふれあいセンター	60	15	2	5	20	
	小計	60	15	2	5	20	0
南部	多目的研修センター	50	15	2	5	20	
	小計	50	15	2	5	20	0
生月	生月支所	50	15	2	5	20	
	小計	50	15	2	5	20	0
田平	田平支所	100	15	2	5	20	
	小計	100	15	2	5	20	0
大島	大島支所	50	2	2	5	20	
	小計	50	2	2	5	20	
合計		2,545	527	180	375	1,500	3,140

◆供給を要請する物資一覧

項　　目	品　　名
食　料　品　等	弁当 おにぎり パン レトルト食品（ごはん、おかず類） インスタント食品（即席めん類） 調理缶詰類 容器入り飲料（水、お茶、牛乳、その他） 味噌 醤油 生鮮食品類 育児用調製粉乳
日　用　品　等	軍手 タオル 紙おむつ 石けん 洗剤 ティッシュ 生理用品 ガーゼ 包帯 絆創膏 歯ブラシ 歯磨き粉 割り箸 スプーン 懐中電灯 乾電池
医薬品等	風邪薬 頭痛薬 胃腸薬 睡眠改善薬 止瀉薬 鎮痒消炎薬 殺菌消毒薬 皮膚治療薬 外用消炎鎮痛剤
そ　　の　　他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

※平戸市地域防災計画から抜粋

第５節　災害備蓄物資及び資機材の確保計画

本庁（市民課・健康ほけん課・福祉課・水道局）
支所（地域振興課）

災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

なお、備蓄品目や備蓄量については、県が定める「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（H26.3.31策定）に基づき定めるものとする。

１　食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の市民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

(1)　被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な物資の備蓄場所を確保し、計画的な備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2)　公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。

(3)　市民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

ア　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、３日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

イ　自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

２　飲料水等の確保

(1)　あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくとともに、飲料水の確保を行う。

(2)　非常災害時における応急給水対策は、医療機関や社会福祉施設・避難行動要支援者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(3)　給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。

(4)　市民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。

ア　市民における貯水

（ア）　貯水すべき水量は、１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の３日分を目標とする。

（イ）　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

（ウ）　貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保

（ア）　応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

（イ）　災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

（ウ）　応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

(5)　取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保をはかるために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。

(6)　日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町と相互応援体制の整備に努める。

３　医薬品、医療資機材等の確保

(1)　市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。

(2)　市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

４　防疫対策

(1)　防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2)　防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

５　し尿処理対策

(1)　必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

(2)　日ごろから、し尿処理施設の安全性の確保及びし尿収集車等の点検整備に努める。